

お客様各位

平成30年6月1日

梅雨の季節になりました今日この頃、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。  
この事務所通信は今月号で9年目に入り、これからも皆様に有用な情報を提供していきます。  
今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成30年度税制改正解説～新事業承継税制
3. コラム～社会保険アドバイス

## 1. 今月の事務

今月は給料関係の年度事務が沢山あります。

### ①新年度個人住民税の特別徴収の開始

個人住民税の特別徴収について、6月支給の給与から新年度の金額に変更されます。各社員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、30年6月～31年5月の12か月間で徴収し、納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税、源泉所得税ともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによって、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。このうち、特別徴収住民税の29年12月～30年5月徴収分は、6月11日が納付期限（6月10日が日曜日のため）です。

### ②健保・厚年の被保険者報酬月額変更届と算定基礎届の準備

被保険者の報酬が昇給等によって大幅に変動した場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されることがあり、これを「随時改定」といいます。新年度に入ってから定期昇給やベースアップ、または賃下げを行なった企業では、6月の給与支払い後、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要か否かを確認します。

(1) 昇給または降給があり、固定的賃金（基本給・役付手当・技術手当・住宅手当・家族手当・勤務地手当など）に変動があったこと

(2) 固定的賃金の変動した月から3か月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること

(3) 該当する3か月間の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること

なお、7月に入ると、すぐに報酬月額算定基礎届の提出事務（7月10日が期限）があり、今年4月から6月の給料の平均を基に計算・申告します。給料計算が終了してから申告期限まで時間が少ないため、6月の給料計算を締めることに集中してしまうのですが、実はここで決定される標準報酬が非常に重要で、1円の違いで年間の標準報酬が変わることがあるため、標準報酬を下げて1年分の社会保険料を節約するには6月の給料で調整するしかないことに留意して、早めに準備に取りかかりましょう。

### ③労働保険の年度更新手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となり、この手続きを労働保険の「年度更新」といいます。

労働保険の年度更新手続きは、6月1日から受付が始まり、最終期限は7月10日ですが、②の算定基礎届の提出期限と被りますので、6月中には目処をつけておきましょう。

## 2. 平成30年度税制改正解説～新事業承継税制

平成30年4月1日から事業承継税制が大きく変わり、現行制度の欠点を補正したものとなりました。

①税制適用の入り口要件の緩和策として、事業承継に係る税負担を最小化するため、(1)納税猶予の対象株式数が従来は3分の2を上限としたものを撤廃し、全株式が適用可能になり、(2)納税猶予割合も従来の80%から100%に拡大することで、承継時の税負担がゼロになりました。更に、(3)承継者も従来は一人の先代経営者から一人の後継者と限定されていたものが、親族外を含む複数の株主から、最大3人の後継者へと拡大されました。

②税制適用後のリスクを軽減し、税制を利用し易くするため、(1)従来は、後継者が自主廃業や会社売却を行うと、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されていたものが、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算することで、承継時の株価を基に計算された納税額との差額が減免されます。(2)更に、雇用維持要件として、5年間で平均8割以上の社会保険適用者を維持できなければ納税猶予が打切られたものが、雇用要件の未達成が経営悪化等を理由とする場合であれば、認定支援機関の指導助言を得ることで、納税猶予が維持されます。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって朗報です。

この特例の適用を受けるためには、①平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、都道府県庁に「特例承継計画」を提出し、②平成30年1月1日から平成39年12月31日までに、贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得する、2点の手続きが必要です。

## 3. コラム～社会保険アドバイス

6月1日から労働保険の年度更新手続きが開始されており、労働局から送付されてきた労働保険申告書に4月から翌年3月までの賃金を集計して、これに会社毎の労働保険料率を掛けて労働保険料を算出します。

この労働保険の対象となる賃金の範囲に注意が必要です。原則として労働者に対して支給するものは対象になりますが、労働者が出張する際に生じる費用について、労働者が立替えて、後日精算するのが手間であるとして、実費弁償部分として支給する出張手当は対象外です。

実は、所得税法上も出張手当は非課税とされ、税金及び社会保険(7月で実施する定時決定)からも除外されるというメリットがあります。

もちろん、無制限に除外されるわけではなく、明確な出張旅費規定に則り、職務に応じた適切な金額が支給されることが条件ですが、この際、規定を整備して節税を図ることをお勧めします。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>